

令和2年 第3回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和2年3月25日(水) 15時00分から16時10分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第9号	農業経営基盤強化促進事業について

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	長堀 康雄
	事務局次長兼産業観光課副課長	秋谷 裕章
	農地調整担当主査	長瀬 昇之
	農地調整担当主事	久米 美夏

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日の出席議員は14名でございます。欠席委員はなしでございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「■■番■■委員」と「■■番■■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございますので、1件ずつご審議願います。それでは、1件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■の田1筆で面積は476㎡でございます。転用目的は、住宅敷地です。譲受人、譲渡人ともに■■にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてご説明いたします。申請者は■■で■■の借家で生活しておりますが、建物が古く間取りも小さいため、子ども部屋の確保などが困難であることから、今回の申請に至った次第です。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■の隣地です。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が5筆ありますが、隣地同意は得ております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設コンクリートブロック5段および6段を用いる計画です。生活排水は、合併浄化槽を設置し、前面の道路側溝へ放流する計画となっております。また、申請地は地盤が低く大雨になると浸水被害が懸念されるため、60cm程盛土を行う計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

(■■番■■委員)

■■番■■です。先ほど事務局と会長と■■委員と現況確認してきました。事務局の説明どおり、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(■■番■■委員)

地区担当の■■番■■です。■■のお宅を訪問しましたが、入院中とのことで、お会いできませんでした。■■さんが建設されるとのことでした。代理人の■■さんにお話を聞いてきました。

先ほどの説明どおり、周りはコンクリートブロックで囲い、排水は前面の側溝に流しますということです。長年耕作しているところは見つけない、使われていない農地でした。引っ越されてくる方も宮代に愛着を持っておりまして、■■から宮代に引っ越してきてこの土地に巡り合えたというお話を伺いました。お子さんがまだ小さいということですが、住環境がとても良く、土盛りもするということで水害被害も抑えられると思います。

別段問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」といいたします。

続きまして、2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■の畑1筆で面積は499㎡でございます。譲受人は■■にお住まいの方で、譲渡人は■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は使用貸借権設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■のアパートにて■■で生活しておりますが、親の近くで生活をしたいとのことで今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和2年2月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■の南西に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が2筆ございますが、1筆は

譲渡人の筆で、もう 1 筆の所有者から同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は既存のコンクリートブロックと新設のコンクリートブロック 1 段および 4 段内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、隣接宅地を經由して、道路側溝へ放流する計画となっております。なお、給排水の管が隣接宅地を通ることについては、隣地所有者である■■■から印鑑証明書付きの同意書を得ております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。また、今回使用貸借権設定となっておりますので、譲渡人の他の所有農地についても確認する必要があるがございますので、1 筆ずつご確認いただきます。

〈写真確認〉

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 2 種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題ございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いたします。

(■■■番■■■委員)

■■■番■■■です。事務局、折原会長、■■■委員、私の 4 人で現地を確認しました。特に問題はないと思います。一番良いのは、■■■が近くに来て、■■■の面倒を見られることだと思いますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

(■■■番■■■委員)

■■■番地区担当の■■■です。申請地の農地はきれいにしているので、問題はないと思います。■■■の農地は我が家の農地に隣接しております。きれいにしているので問題はないと思います。以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

〈全員挙手〉

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

続きまして、日程第 3・議案第 9 号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規案件が 49 件、更新案件が 28 件ございます。

審議は全案件の説明終了後、まとめてご審議願いますが、案件のうち、1 番に

つきましては、■■委員に関連する案件でございます。

宮代町農業委員会会議規則第11条の「議事参与の制限」に該当することから、各案件の説明・審議の際はご退席いただくこととなります。■■委員退席願います。

<■■委員 退席>

それでは、事務局説明願います。それでは、事務局説明願います

(事務局)

それではご説明いたします。本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。

それでは、資料のご用意をお願いいたします。今月は77件ございますが、議事参与に該当します、1件目は個別にご審議いただきます。なお、議事参与案件および新規の案件はスクリーンに位置を写しますが、更新の案件につきましては議案書読み上げ等省略させていただきます。

それでは、1件目についてご説明いたします。議案書及びスクリーンをご覧ください。

(説明)

以上です。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは1件目の案件についてご審議お願いします。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきましては「決定」とすることといたします。■■委員、委員お戻り下さい。

<■■委員 着席>

続きまして、2件目以降の案件について事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、2件目以降の新規案件についてご説明いたします。

(説明)

(会長)

それでは2件目以降の新規案件についてご審議お願いします。2件目から

30 件目について、ご審議願います。

(■■番■■委員)

■■番■■です。■■さんはすでに作付けも始まっているので、問題ないと思います。以上です。

(会長)

それではこの件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

<全員挙手>

それではこの件については「決定」とすることといたします。続きまして、31 件目から 44 件目についてご審議願います。

(■■番■■委員)

■■番■■です。■■さんの耕作能力はどれくらいあるんですか？以前借りた土地を整理したと聞いていますが、何が変わってこのように新規の案件が出てきたのかわからないんですが。

(事務局)

以前整理したところは、■■の拠点から離れたところですよ。今回新しく耕作するところは、すでに耕作している農地の隣地や近接地です。

(■■番■■委員)

そうすると、離れている場所は受けないんですか？

(事務局)

人手の問題もありますので。

(■■番■■委員)

■■ってというのは、私は宮代町の設備、会社だと思っているんですよ。だから、遠い近いに限らず耕作してもらえんと思ってたんですが。

(事務局)

そういうことではないですね。補足説明いたしますと、人・農地プランが出来ましたが、町内でプランに載っている人は、和戸から姫宮までいるわけですが、拠点から近くにいる方に集約しましょうということになっています。■

■が町全域をカバーするのではなく、その拠点ごとに集約するという向きでやっています。

農業委員さんの中にも、■■の代わりに私がやっていますよという方もいらっしゃると思います。町全体として農業政策の効率を上げていこうと考えていますので、その点をご理解をいただきたい。

(■■番■■委員)

■■はもう能力はいっぱいなんですか。

(事務局)

■■は実質的に20ha強請け負っていますが、人手の問題もありますので、これから極端に増えていくことはないですが、毎年少しずつ面積は増やしていく計画ではあります。以上です。

(■■番■■委員)

■■番■■です。■■で、■■の方で以前■■が作っていた農地があるんじゃないかと思うんですが。

(事務局)

どれぐらい前のことでしょうか。

(■■番■■委員)

その年代まではわからないんですが。

(事務局)

事務局ではわかりません。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件について「決定」することといたします。続きまして、45件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件について「決定」することといたします。続きまして、46件目の案件について、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。この件について「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件について「決定」することといたします。続きまして、47件目の案件について、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。この件について「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件について「決定」することといたします。続きまして、48件目の案件について、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。この件について「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件について「決定」することといたします。続きまして、49件目の案件について、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。この件について「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件について「決定」することといたします。続きまして、50件目から77件目の更新案件について、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。50件目から77件目について「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件について「決定」することといたします。

以上をもちまして、令和2年第3回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和2年5月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印